

相続・贈与にかかる税制
ここが変わった！

新しい事業承継税制

平成30年度税制改正で、中小企業を支援する事業承継税制が非常に利用しやすく、有利になりました。新しい制度は平成30年4月1日にスタートしています。その他相続税の主な改正点をわかりやすく解説します。



事業承継税制では、改正内容の「適用対象の拡大」、「雇用確保要件の緩和」、「売却・合併による消滅解散時の減免制度創設」、「親族外への相続時精算課税制度の適用のほか、非上場株式等の納税猶予制度の全体像について説明いたします。

日時 2018年 **8月22日** (水) 14時～15時30分

場所 公益社団法人 南納税協会 3階会議室
大阪市中央区谷町7-5-22
TEL06-6762-2457

講師 南納税協会 常勤役員

主催 公益社団法人 南納税協会

定員 30名 (先着順)



参加費

会 員 無 料
他協会 2,000円
一 般 3,000円

※お手数ですが、8月17日(金)までに下記にご記入後FAXにてお申込下さい。

◇ **新しい事業承継税制セミナー 申込書** ◇

公益社団法人
南納税協会宛 (FAX 06-6762-5015)

2018年 月 日

※受講票の送付並びに受付完了のご通知は致しません。

※ご記入頂いた個人情報、当協会の研修会・セミナーに関する連絡、確認、各種サービスに関するお知らせ等にものみ使用させていただきます。

○をご記入ください

・会 員 ・他協会 ・一般

| | | | |
|-----|---|-----|--|
| 会社名 | | 氏名 | |
| 住 所 | 〒 | TEL | |
| | | FAX | |